

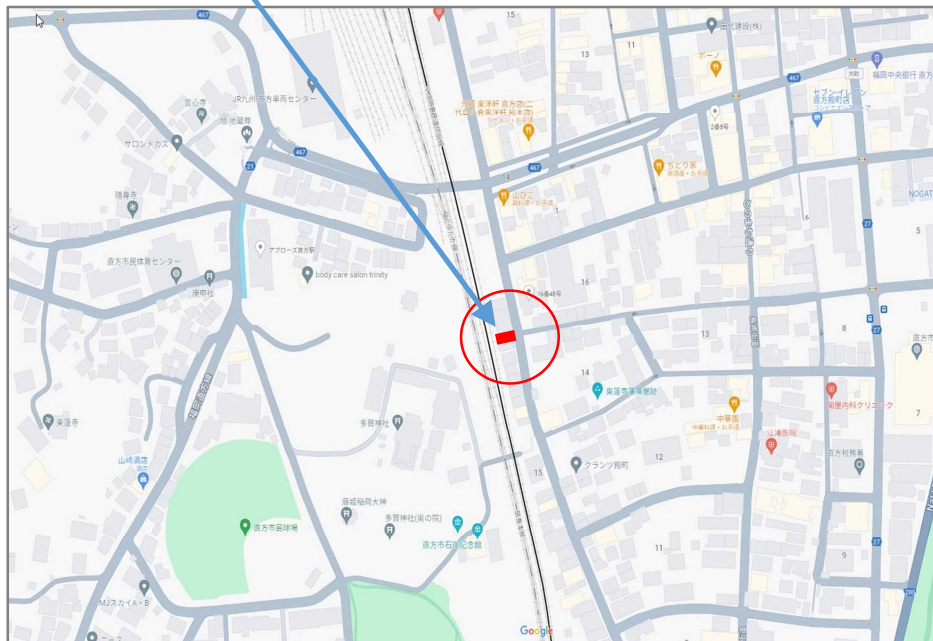
特定空家等の略式代執行による除却について（実施報告）

以下の特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項に基づき、略式代執行による除却を実施しました。

記

1. 概要（登記簿上）

- ・種 別：居宅
- ・構 造：木造 2 階建
- ・面 積：延べ 78.4 平方メートル
- ・建築年：不明
- ・所在地：直方市殿町 7 0 2 - 7（住居表示：殿町 1 5 - 3）



2. 実施期間

令和 6 年 12 月 10 日(火)から令和 6 年 12 月 13 日（金）

3. 実施（措置）内容

木造 2 階建て住宅の除却及び廃材（動産）処分。

※基礎は残置とし、緊急性の高い上屋等のみを除去

4. 実施理由(代執行根拠)

- ・空家となった時期は不明だが、屋根は完全に崩落しており、外壁も一部を残してほぼ崩壊状態にあった。
- ・家屋の資材が道路等へ散乱するだけでなく、隣の長屋に直接被害を及ぼしていた。
- ・敷地西側の樹木が著しく繁茂しており、枝が鉄道敷地内(平成筑豊鉄道・九州旅客鉄道)へ越境していた。
- ・状態から、今後も更なる崩壊が進むと考えられ、周辺への悪影響の程度が一段と拡大するだけでなく、隣接する鉄道線路(車両)や架線に影響する事により、最悪の場合、多大な被害を及ぼす可能性が高かった。

以上の状況から、このような状態を放置することは、著しく公益に反するため、空家法に基づく略式代執行にて、家屋等の除却を最低限の範囲で実施しました。

5. 除却後の土地

除却後の土地は建物の名義人と同一につき、所有者不存在の空き地となります。

6. 主な経緯

平成 28 年 11 月	法定相続人全員の相続放棄を確認。
平成 29 年 1 月	空家特措法第 2 条第 2 項に規定する特定空家に認定。
平成 29 年 2 月	空家特措法第 14 条第 10 項の規定に基づく措置の公告。
平成 29 年 2 月	国の申立てによる相続財産管理人が選任。
平成 29 年 3 月	相続財産管理人に対し、空家特措法第 14 条第 2 項の規定に基づく勧告。
平成 29 年 4 月	相続財産管理人に対し、空家特措法第 14 条第 3 項の規定に基づく命令に係る事前の通知。
平成 29 年 8 月	直方消防署 消防法に基づく立入調査。 県土整備事務所 建築基準法に基づく立入調査。
平成 29 年 12 月	相続財産管理人が解任。
平成 29 年～	経過観察
令和 6 年 11 月 25 日	略式代執行にかかる公告(措置期限 12 月 9 日)
令和 6 年 12 月 10 日	代執行着手
令和 6 年 12 月 13 日	代執行完了

7. 写真

